

ヤスクニ・レポ 234

今こそ日本国憲法をわたしたちの憲法に

代表 西川重則

1

私にとって、今年の2019年は、新しい元号である「令和」をめぐる問題ないし課題をめぐる私の考え、意見をお聞きしたいという声予想以上に多い。現在の「平成」も同じ元号であるが、今まで「平成」について同じような元号についてのインタビューないし講演ないし質問などはなかった。

したがって、改めて「令和」について、ここで報告するつもりはない。そうではなく、戦後史を総括しようと思っている私にとって、「集い」にとって重要なことの一つとしてマタイによる福音書5章9節の「平和を実現する人びとは、幸いである。その人たちは神の子と呼ばれる」という翻訳をめぐる私の関心についてである。

イエス・キリストがその箇所^{マタイ}で平和について貴重な発言をされたのはなぜなのか、その意味は何なのかということについて、私たちキリスト者にとっ

て、平和の大切さについて真剣に考え、実践する責任があることは当然であり、2019年の今こそ言葉に表わせないほど重要であることを、ここで強調しておきたい。

言うまでもなく、私が常に強調している通り、2020年の来年に、安倍首相が繰り返し発言している通り、安倍首相にとって、来年は日本でのオリンピックの年であり、世界中から関心のある人々がオリンピックのために多く来日されるであろう。

言うまでもなくオリンピックは戦争ではなく楽しい出来事であり、関心をもってオリンピックにかかわるのであって、その訪日を帰国して報告するのであってそれ以上のことはない。安倍首相もそのことを承知していて、私たちにとって重大な出来事である日本国憲法の改正、実際は改悪となる憲法をめぐる重大な出来事と、事柄を当然のように強行採決をすることは明白と言わねばならない。

したがって、私は講演その他の機会に、2020年問題、課題の深刻さを訴え、憲法改正の名の下

に、実質的に戦後最悪の平和なオリンピックの年に、私たちにとって絶対に許してはならない憲法改正の名の下に、憲法改悪を絶対に許さない私たちの責任課題を訴え続けているのである。

しかし、私が関わっている運動、集会の時に、委員会の中での発言の中に、2020年問題の憲法改正(改悪)をめぐる発言は見られないのはなぜなのか。「集い」で、私がくり返し発言し、訴え続けている2020年問題、すなわち憲法改悪の重大問題を最重要な責任課題と位置づけ、あらゆる団体が力を入れる結集して、日本国憲法改悪しない日本の国として存在し、日本の現状に見られる憲法改悪を許さない論理と実践を声を大にして訴え続けたいことを、改めてここで強調しておきたい。

2

以下、その点について、私が国会傍聴20年、すなわち私が真剣に国会傍聴を始めた1999年以来の国会の状況を報告しておきたいと思っている。

国会傍聴及び日本の戦前・戦後の学びによって、私が気づいていること、訴えたいことをここで述べておきたい。「戦争は国会から始まる」という表現であるが、その表現は私の主張のひとつであるが、よく知られている新聞でも、右の表現が私の考え出したものであることを知っているジャーナリストが私の表明であることを新聞に直接報告してくれて、私のコメントを新聞に述べて下さっている。文字通り、国会によって悪法が次々と強行採決される事例は数えきれないほどである。

一例として、自民党の戦後史を報告して、事柄の重大さを私たちの心に刻んで欲しいと思っている。一例だが、安倍首相が首相でない時、憲法改正と教育基本法改正を大義名分として主張していたが、1955年11月15日に、自民党結成され、党の基本方針として、「現行憲法の自主的改正」を主張し、今日に至っているが、その後、『日本国憲法改

正草案』(2012年4月27日決定)を大義名分に、日本国憲法の条文の改正(改悪)を当然視し、長い間、『日本国憲法改正草案』を主権者・有権者の私たちに訴えてきた。最近の現状は、自民党本部の看板にて「草案」を使わず、それを消して「自由民主党憲法改正推進本部」と大書して、私たちに憲法改正を当然視していることを、道行く人々に訴えている。私は毎日、自民党本部の所を通過して国会に行っている。憲法の草案を消して憲法改正と書き、推進本部で自民党の考え方を、草案ではなく改正を当然視していることを自覚させている。

私は責任課題として想像以上に現状が厳しいことを自覚させられているだけでなく、私たちの側の在り方が問われていると言えよう。現在の衆議院と参議院の数は、衆議院は475名、参議院は242名であり、安倍首相に言わせれば、最近の参議院は昔と違って、率直に言って良識の府の参議院ではなく、数の論理で事柄を進めてゆく、つまり悪法だから反対と言うのではなく、重要な議会で、安倍首相の政治姿勢がまかり通る状況のように思われる。

2019年3月15日例会奨励「あなたがたは祝福を受けつぐ」 出エジプト20:16 1ペテロ3:8,9 須田毅 (JECA 西堀キリスト福音教会牧師)

日本のキリスト教会における天皇制の課題に対して、教会の反応はかつてより多様になった。天皇制をもつ日本において、その前提とすべきであって、今や天皇制反対もないだろう、という声が教会の中で以前よりも強く語られる場合もある。この課題については、教会内で話し合うことは難しい状況が多くなっていることを聞く。

天皇制が宗教性を帯びていることについて、継続的に警戒するキリスト者たちの方が、「旧態依然として、政府批判ばかりで積極性をもたないのではないか」と意見されることもあり、「同じことばかり言うべきでない」と批判される。意見が異なるとしても、双方ともに信仰に基づいて意見しているならば、互いの見解を尊んでそれを聞く耳を

「本の紹介」
山口輝日篇『戦後史のなかの「国家神道」』(史学会シンポジウム叢書、山川出版、2018年10月20日)

2017年史学会大会シンポジウムを基に編集され、近現代史、宗教学、政治史の観点から幅広く国

したがって2020年を前にして、戦後史を改めて総括し、国会はどうあるべきかについて、真剣に国会について日本国憲法の内容についてよく考え学び、文字通り、憲法政治が行われ、私が心から望んでいる正しい憲法政治がなされ、個の尊厳に基づく政治、本来の憲法政治がなされ、「主権者・有権者を納得させる国会」であるべきである。否、あるべき国会にする責任に思いをはせる私たちであるべきである。そのために、日本国憲法の「前文」および本文に習熟しなければならない。

「国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である」(日本国憲法 第41条)。

「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する」(日本国憲法 前文)。

日本国憲法を『わたしたちの憲法 前文から第103条まで』(西川重則、いのちのことば社発行)として、聖書に次いで、毎日よく読み、わたしたちの憲法にすることを望み、終りたい(2019年4月15日)。

持たねばならない。十戒の第九戒は「欺いてはならない」と教えながら、言葉によって他者を貶めてはならないと戒める。そして第九戒の積極的な意味は「隣人の榮譽と威信とを力の限り守り促進すること」(ハイデルベルク信仰問答Q112)である。その根拠聖句の一つであるペテロ書の御言葉は、教会共同体が共に祝福を受けつぐ存在だからだと言う。部分的に祝福を受け継ぐ者がいるのではなく、勝利者がいれば敗者がいるというような集団ではないのである。ともに神の祝福を受けるようにと、神御自身が召して下さっているのである。

教会の課題においては互いに批判することが目的ではなく、共に祝福を受けつぐために語り合うことが必要である。

家神道が論じられ、第3部「「国家神道」のこれから」(島藺進氏)では、これからの「国家神道」をどうするかが論じられている。「国家神道関連年表」「国家神道主要参考文献」などの付録の資料が充実していて便利。4320円(税込) 星出卓也